社会福祉法人今治市社会福祉協議会 役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人今治市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の理 事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関して必要な事項を定めるも のとする。

(報酬)

第2条 常勤役員の報酬額は、次のとおりとする。

月額 250,000円

2 非常勤役員等の報酬額は、次のとおりとする。

会長 月額 100,000円

監事のうち税理士等の公的資格により就任する者の監査及び指導にかかる用務

日額 10,000円

3 日額報酬は、その出務回数に応じてこれを支給する。

(費用弁償)

- 第3条 役員等が役員会、評議員会その他会長が開催する会議に出席したときは、日額3, 000円の費用弁償を支給する。ただし、報酬を支給されている場合は重ねて支給しない。
 - 2 役員等の居住地が島しょ部の場合は、前項で規定する費用弁償と合わせて、西瀬戸 自動車道通行料金相当額又は船賃相当額を支給することができる。ただし、公用自動車 を利用した場合は、支給しないものとする。
- 3 役員等が費用弁償の受領を辞退した場合は、これを支給しないものとする。 (支給日)
- 第4条 会長及び常勤役員の報酬の支給日は、一般職員の例による。

(支給方法)

- 第5条 会長及び常勤役員の報酬は、新たに就任した場合は就任の日から支給し、死亡に よってその職を失った場合には、失職の日の属する月まで支給する。
- 2 前項の規定による就任又は失職の日の属する月の報酬は、就任した場合は就任の日から日額計算による額とし、失職の場合には前項の場合を除き失職の日の前日までの報酬を支給する。
- 3 退職した者がその月内に再びその職に就任した場合には、引き続き在職しているもの とみなし、その月の報酬は重ねて支給しない。

(期末手当)

- 第6条 常勤役員に対し期末手当を支給する。
- 2 期末手当の額は、協議会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(公表)

第7条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は制定の日から施行し、平成17年1月16日に遡って適用する。

附則

この規程は平成20年3月25日から施行する。

附則

この規程は平成29年6月22日から施行する。

附則

この規程は平成30年12月18日(定款変更認可日)から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 (平成31年度報酬の特例)
- 2 平成31年度に限り、第2条第1項に定める常勤役員の報酬額は、月額240,000円とし、 同条第2項に定める非常勤役員等の報酬額中会長については、月額90,000円とする。

附則

- 1 この規程は令和2年1月1日から施行する。 (報酬の特例)
- 2 令和2年1月1日から令和3年3月31日までに限り、第2条第1項に定める常勤役員の報酬額は、月額250,000円から10パーセントを控除した額とし、同条第2項に定める非常勤役員等の報酬額中会長については、月額100,000円から20パーセントを控除した額とする。